

大和市 入札制度改正の経緯(平成21年4月以降・工事関係)

実施年月日	改善項目	改善内容
平成21年4月1日	共同企業体の取扱いについて	共同企業体の取扱いについて要領を制定し、工種ごとの設計金額別に対象工事の取扱い(原則)を決めた。 土木工事:3億円以上 建築工事:5億円以上 電気及び管工事:1億5千万円以上
	公共工事中間前払金の取扱いについて	緊急経済対策の事業として、工事出来高が50%を超えた場合に請負金額の20%まで支払うこととした。
平成21年6月1日	最低制限価格の見直し	設計金額に対して一律75%で算出する場合と、75%から85%の範囲内で設定していた独自の計算方法を新中央公契連モデルに準拠した計算方法でその都度算出すること(上限は90%)とした。
	最低制限価格公表時期の見直し	設計金額3千万円以上は事前公表、3千万円未満は未公表としていたものを、設計金額を問わずすべて事後公表とした。
	予定価格公表時期の見直し	設計金額1千万円以上は事前公表、1千万円未満は未公表としていたものを、設計金額を問わずすべて事後公表とした。
	条件付一般競争入札の拡大	設計金額1千万円以上は条件付一般競争、1千万円未満は指名競争としていたものを、設計金額130万円超を原則条件付一般競争とした。
	市内工事業者による入札の拡大	市内業者を対象とする入札の条件(設計金額の上限)を引き上げた。 土木工事:設計金額5千万円未満 ⇒ 7千5百万円未満 電気工事:設計金額1千万円未満 ⇒ 5千万円未満
平成21年11月1日	建設工事の総合評価方式の試行	建設工事総合評価方式試行ガイドラインを制定し、造園工事1件を試行による入札を行った。
平成22年4月1日	開札後の疑義申立てについて	開札後、工事内訳書を公開し、入札参加者からの疑義の申立期間を設定した。
平成22年6月1日	市内工事業者による入札の拡大	市内業者を対象とする入札の条件(設計金額の上限)を引き上げ、これまでの倍額とした。 土木・建築工事:設計金額7千5百万円未満 ⇒1億5千万円未満 その他の工種:設計金額5千万円未満 ⇒1億円未満 併せて、経営事項審査の総合評定値(客観点数)ごとの入札参加条件を見直した。 〈土木工事〉 1000点以上の場合、設計金額2億5千万円以上 ⇒5千万円以上 740点以上の場合、設計金額2億5千万円未満 ⇒3億円未満
	現場代理人の常駐義務緩和	原則として2500万円未満の工事2件を、1人の現場代理人が兼務できるようにした。
平成23年4月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事に伴う設計委託業務について、最低制限価格の算出率を80%から90%に引き上げた。
平成23年6月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事について、最低制限価格の算出式のうち、現場管理費の乗率を70%から80%に引き上げた。
平成24年4月1日	積算に係る見積部分の事前公表	土木系工事に関して積算に係る見積部分の単価を事前に公表することとした。
平成24年7月1日	大和市入札監視委員会の設置	職員不祥事の再発防止に向けた取り組みの1つとして、大和市入札監視委員会が設置された。
平成25年6月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事について、最低制限価格の算出式のうち、一般管理費の乗率を30%から55%に引き上げた。

大和市 入札制度改正の経緯(平成21年4月以降・工事関係)

実施年月日	改善項目	改善内容
平成26年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・1者入札中止の撤廃 ・事後審査の導入 ・主任技術者の専任緩和制度の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域区分を「市内」「準市内」としていた条件付一般競争入札において参加者が1者の場合、入札を中止としていたが、これを撤廃する。 ・条件付一般競争入札に参加申請の際に提出を求めていた書類を、原則、落札候補者になった者からのみ提出を求める「事後審査」とする。 ・2千5百万円(建築一式は5千万円)以上の建設工事において、主任技術者の専任緩和制度を工事概要により導入を判断できることとする。
平成27年8月7日	社会貢献企業を対象とした入札の導入について	工事について、 地域社会に貢献した建設業者を対象 とした条件付一般競争入札を導入した。
平成28年4月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事について、最低制限価格の算出式のうち、現場管理費の乗率を80%から 90%に引き上げた 。
平成28年6月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の専任緩和制度の適用範囲の見直し ・現場代理人の常駐義務緩和条件の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の請負金額を3千5百万円(建築一式は7千万円)以上に引き上げた。 ・条件の請負金額を3千5百万円(建築一式は7千万円)以上に引き上げた。
平成29年4月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事について、最低制限価格の算出式のうち、直接工事費の乗率を95%から 97%に引き上げた 。
平成31年4月1日	最低制限価格の範囲の見直し	工事について、中央公契連モデルの改正に伴い、最低制限価格の範囲を設計金額(税抜)の 75%から92%までに引き上げた 。
	市内工事業者による入札の拡大	<p>経営事項審査の総合評価値(客観点数)ごとの入札参加条件を見直した。</p> <p>＜土木・電気工事＞ 設計金額1千万円以上5千万円未満の場合:1000点未満 ⇒ 1100点未満</p> <p>＜建築工事＞ 設計金額1千万円以上7千5百万円未満の場合:1000点未満 ⇒ 1100点未満</p>
	現場代理人の常駐義務緩和の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・現場代理人が工事現場への常駐を要しない期間を設定した。 ・現場代理人1人が兼任できる工事の件数を、2件から原則2件(市が問題ないと認めた場合3件)に緩和した。 ・現場代理人を兼任配置する場合の連絡員の人数を、工事ごとの選任から2件の工事を兼任する場合は1人、3件の工事を兼任する場合は2人に緩和した。
令和3年4月1日	市内工事業者による入札の拡大	<p>経営事項審査の総合評価値(客観点数)ごとの入札参加条件を見直した。</p> <p>＜建築工事＞ 設計金額1千万円以上7千5百万円未満の場合:1,100点未満 ⇒ 1,200点未満</p>
令和4年4月1日	最低制限価格の算出率の見直し	工事について、最低制限価格の算出式のうち、一般管理費の乗率を55%から 68%に引き上げた 。
	監理技術者の専任義務の緩和措置について	監理技術者(以下「特例監理技術者」という。)の 専任義務の緩和 。監理技術者の職務を補佐する者(監理技術者補佐)を専任で置いた場合、同一の特例監理技術者を配置できる工事を 2件 まで認める。

大和市 入札制度改正の経緯(平成21年4月以降・工事関係)

実施年月日	改善項目	改善内容
令和5年1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・主任技術者の専任緩和制度の適用範囲の見直し ・現場代理人の常駐義務緩和条件の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲の請負金額を4千万円(建築一式は8千万円)以上に引き上げた。 ・条件の請負金額を4千万円(建築一式は8千万円)以上に引き上げた。
令和6年4月1日	解体工事の最低制限価格の設定	解体工事について、最低制限価格を設計金額(税抜)に100分の91を乗じて得た額(1万円未満切り捨て)として設定した。

※太字部分が改正点